

## 長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例

長岡市はこれまで、戦災や自然災害などの多くの困難に直面してきた。とりわけ、平成16年の中越大震災及び7.13水害は、市民の生命、財産等に多大な被害をもたらした。

私たち長岡市民は、そのたびに、市民が自ら行動する力、市民と市民とが支え合う力及び市民と行政の垣根を越えた伝統的な市民協働の力で、不死鳥のように困難を乗り越え、復興を果たしてきた。

長期にわたる災害復興の道のりにおいて、都市基盤の復旧や被災者への支援など、行政による「公助」が大きな力となった。

そして同時に、私たちは、発災後の避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」と、身近にいる人どうしが助け合う「共助」が重要であるという教訓を得た。

近年、頻発する自然災害は、地球温暖化による異常気象等の影響により、激甚化の傾向にあり、多くの尊い命が奪われている。私たちは、災害の脅威からかけがえのない命を守るため、これまでの経験から得た教訓を市民一人ひとりが改めて心に刻み、未来に伝承することで、将来の防災・減災にいかしていくことが必要である。

中越大震災及び7.13水害から20年の節目を迎えるに当たり、ここに、市民の自助及び共助の意識を高め、災害からいのちを守るため、この条例を制定する。

- ・本条例は、災害発生直後の避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守る上で重要かつ不可欠であると考え、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的として制定するものです。
- ・これは、平成16年に発生した中越大震災、7.13水害の経験から災害発生直後の公助が機能するまでの間は、地域住民による助け合いなどが重要であるという教訓を得たことに加え、本年発生した能登半島地震を目の当たりにすることで、私たちがこれまでの経験から得た教訓を次世代に伝えることが必要と考えたためです。
- ・名称は、上記の考え方が端的に伝わるように、「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」としました。

- ・ 条例制定の背景等を述べる前文は、全6段落で構成されます。
- ・ 第1段落では、長岡市がこれまでに戦災を含め様々な災害を経験したことを述べています。本年は、中越大震災、7.13水害から20年の節目の年であり、この2つの自然災害が、市民の生命、財産等に多大な被害をもたらした旨を述べています。
- ・ 第2段落では、本市の復興過程においては、市民による自助、共助及び市民と行政の垣根を超えた伝統的な市民協働の力が主となった旨を述べています。
- ・ 市民と行政の垣根を越えた伝統的な市民協働とは、江戸時代の長岡藩では、領主と領民の垣根が低かったという歴史的風土を踏まえたものです。
- ・ 第3段落では、長期にわたる災害復興の過程においては、電気・ガス・水道等のインフラ整備や道路等の修繕など、行政による公助が不可欠であり、大きな力となった旨を述べています。
- ・ 第4段落では、中越大震災、7.13水害の経験から、前段落で述べたように公助は大きな力となるが、発災直後の公助が機能するまでの間は、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が重要となることを教訓として学んだ旨を述べています。
- ・ 第5段落では、本市が戦災や自然災害等の経験から得た教訓を市民一人ひとりが再認識して、心に刻み、未来に伝承することで、将来の防災・減災に生かしていくことが必要である旨を述べています。このように述べた背景には、地球温暖化による異常気象等の影響により、近年の自然災害は、激甚化、頻発化し、その被害規模も拡大傾向にあることで、多くの尊い命が失われているということがあります。
- ・ 第6段落では、本年が中越大震災、7.13水害から20年の節目を迎える年であるため、市民の自助・共助の意識を高め、災害から市民のいのちを守ることを目指し、本条例を制定する旨を述べています。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策における市民の自助及び共助の理念を明らかにすることにより、その意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図り、もって市民のいのちを守ることを目的とする。

- ・ 本条例の目的について規定しています。
- ・ 本条例は、災害発生直後の公助が機能するまでの間は、避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守る上で重要かつ不可欠であると考え、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図り、並びに災害による被害を最小限にとどめることをいう。
- (4) 市民 市内に在住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する者をいう。

- ・本条例における基本的な用語について定義することで、各用語の明確化をしています。
- ・第1号に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1項に規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」を言います。
- ・第2号に規定する災害時とは、第1号で規定する災害が発生している場合、又は災害が発生するおそれがある場合を言います。災害が発生している場合とは、地震の発生による津波、建物倒壊、液状化現象や豪雨による土砂崩れ等が発生している場合が想定され、災害が発生するおそれがある場合とは、台風の上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から複数の都道府県にわたり非常災害の発生するおそれがある場合が想定されます。
- ・第3号に規定する防災・減災とは、災害を未然に防ぐこと、発生した災害の拡大を防ぎ、復旧を図ること、あわせてその被害を最小限に留めることを言います。災害を未然に防ぐ、災害による被害を最小限に留めるために、地震対策では、身の安全の備えとしてけがの防止対策や家具類の転倒・落下・移動の防止対策、発災時における避難経路の確認や家族での連絡方法の確認等が想定されます。
- ・第4号に規定する市民とは、市内に住所を有する者に限らず、本市において日常的に活動する学生や社会人の方を対象としています。

(基本理念)

第3条 災害対策は、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 市民は、それぞれ自らの命を自らで守るという自助の理念
- (2) 市民は、互いに自助を支え、その地域において安全確保のため互いに助け合うという共助の理念
- (3) 市は、市民による自助及び共助を支え、市民の安全を確保するという公助の理念

- ・災害対策に関する取組における基本理念について規定しています。
- ・第1号では、本条例の根幹となる自助の理念を規定し、第2号では、自助の理念を踏まえ、地域において互いに助け合うという共助の理念を規定しています。
- ・第3号では、行政は、自助・共助の意識を高めるため、市民による自助・共助を支え、それにより市民の安全を確保するという公助の理念を規定しています。
- ・災害発生直後に公助が機能するまでの間は、避難行動等において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守る上で重要かつ不可欠であることから、市民の自助・共助の理念を明らかにするとともに、市民による自助・共助の意識を高めるための自発的な活動等を支えるという公助の理念を明らかにしたものです。

(市民の自助)

第4条 市民は、自助の理念に基づき、平時から災害時に備える意識を高めるとともに、防災・減災に関する情報収集に努めるものとする。

2 市民は、自助の理念に基づき、避難訓練の実施、災害時における避難経路及び避難場所の確認その他の防災・減災のための自主的な活動に努めるものとする。

- ・災害時における市民の自助について規定しています。
- ・第1項では、市民は、日常生活から自身の生活圏における災害時への備えに対する意識を高めるために、災害時の対応その他防災・減災に関する情報収集に努める旨を規定しています。
- ・第2項では、上記防災・減災に関する自主的な活動の具体例として、災害時における避難場所や避難経路の確認をはじめ自宅での備蓄等による自主的な活動に努める旨を規定しています。

(市民の共助)

第5条 市民は、共助の理念に基づき、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するため、日頃から関係づくりに努めるものとする。

- ・災害時における市民の共助について規定しています。
- ・市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、普段から地域のコミュニティ活動等を通じ、緊急時にお互いが助け合える関係づくりに努める旨を規定しています。

(地域間の共助)

第6条 市民は、本市が山間部から海岸部に至る広大な市域を有することを踏まえ、その居住し、又は滞在する地域の特性に応じた災害に対して備えるほか、災害時には、地域間において相互に助け合うよう努めるものとする。

- ・災害時における地域間の共助について規定しています。
- ・本市は、日本海から守門岳までに及ぶ広大な市域を有することから、市内各地域ごとに有する特性は異なるため、そこで発生する災害も異なります。そのため、本規定は、災害が発生していない地域から災害が発生している地域への支援など、災害時には、地域間で相互に助け合うよう努める旨を規定したものです。具体的には、山間部の市民が被災した場合に海岸部の市民が支援をすることなどが考えられます。

(多様性の理解と尊重)

第7条 市民は、他者が災害時に抱える困難、必要とする支援等について、一人ひとりで異なる多様性を理解し合うとともに、互いの立場を尊重し、共助に努めるものとする。

- ・災害対策基本法第8条第2項第15号では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する防災上の配慮等について規定しています。
- ・本条は、要配慮者以外にも、災害時にはそれぞれの人抱える困難や必要とする支援は異なることを理解すること、そして互いの立場を尊重した上で共助に努める旨を規定しています。
- ・さらに、旅行で訪れた土地勘のない方や言葉の不自由な外国人なども含めた、多様性を理解し、災害時における共助を行うことを規定しています。

(市の役割)

第8条 市は、自助及び共助の理念の重要性を啓発するとともに、その推進のための体制整備のほか、防災・減災に関する情報提供を行い、市民による自発的な防災に関する活動の促進に努めるものとする。

- ・本条例は、自助・共助の意識を高め、主に災害発生直後の市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的としています。
- ・災害対策基本法第5条第2項では、防災に関する市町村の責務の一つとして、「住民の自発的な防災活動の促進」を図ることを規定しており、本条はこれを踏まえて市の役割としての具体的な内容を規定するものです。
- ・なお、災害対策基本法第5条第1項では、市町村の責務として防災に関する計画の作成や、その実施等について規定しています。これに基づき、市は「長岡市地域防災計画」を策定し、その着実な実施等により、防災全般に関する市の責務を果たしていくものです。

附 則

この条例は、令和6年10月23日から施行する。

- ・条例の施行日について規定しています。
- ・平成16年に発生した中越大震災から20年の節目を迎える本年に制定し、その記憶を風化させないために、施行日を中越大震災発生日と同日とするものです。